

住 民 監 査 請 求 の 手 引

四万十市監査事務局

住民監査請求の手引

1 住民監査請求とは何ですか？

住民監査請求は、四万十市に住む方が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な処置を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第 242 条）

2 どのような場合に監査請求ができるのですか？

監査請求することができるのは、次に挙げるような四万十市の財務会計上の行為があると認める場合です。

(1) 違法又は不当な

- ア 公金（四万十市の管理に属する現金など）の支出
- イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入など）

(2) 違法又は不当に

- ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
- イ 財産の管理を怠る事実

(3) 上記(1)の行為が行なわれることが相当の確実さで予測される場合

なお、上記行為のあった日の翌日又は終わった日の翌日を起算日にして 1 年以上経過している場合（上記(2)を除く。）には、監査請求することはできません。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

3 誰がどのようにして監査請求をするのですか？

- (1) 監査請求できる方は、原則、四万十市に住所を有する方です。
- (2) 監査請求をすることがらについて、次頁のような書面を作成して申し出ることに
なっています。
- (3) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付すること
が必要です。(例：新聞記事、開示請求によって得た公文書など)
- (4) 申し出は、四万十市監査委員まで直接持参又は郵送してください。

4 請求書は、どのように作成したらよいでしょうか？

請求書の様式例及び記入内容は、次頁のとおりです。

5 監査結果はいつでますか？

監査請求を受付した翌日を起算日にして、60 日以内です。

四万十市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- だれが(請求の対象とする職員)
- いつ、どのような財務会計上の行為を行なったのか。
- その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。
- その行為により、どのような損害が生じているのか。
- どのような措置を請求するのか。

2 請求者

住 所
氏 名

(自署)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

四万十市監査委員 あて

* 詳しくは、地方自治法第 242 条、地方自治法施行令第 172 条及び地方自治法施行規則第 13 条をご覧ください。

縦書き・横書きのどちらでも構いません。